

一、竹箱三個

一、衣包二十二個

一、鋪蓋十一個

右、福建等処承宣布政使司に咨す

道光五年（一八二五）三月初十日

注（1）山北府 近世期、中山・北山（山北）・南山（山南）と沖縄本島

を三分した際の名称の一つ。ほぼ沖縄本島北部地域。

（2）水櫃 水槽か。

（3）坐落 止まる。おちつく。ここでは乗り込んでそこに居る。

（4）仲泊地方 恩納間切仲泊村のことか。現在の恩納村仲泊。

（5）援扶 たすける、救助する。

（6）枵腹 餓えること。

（7）復蘇 復活する、甦生する。

（8）同安県 現在の福建省廈門市同安区。

（9）烏棗 干したナツメ。

（10）残喘 虫の息。「残喘を保つを得る」は虫の息をつないで生き延びる。

（11）伊是那 伊是名島。沖縄本島北部の本部半島より北に約四〇キロメートルに位置し、伊平屋島に隣接する。近世期には伊平屋島に属した。

（12）高糧酒 コーリヤン（高粱）で造られる蒸留酒。

（13）瀋陽省寧遠州 奉天府欽州府に置かれた州。民国時代に名前を興城と改める。現在の遼寧省葫芦岛市興城市。

（14）昏礁 暗礁。昏黯とも。

（15）運天港 沖縄本島北部今帰仁村にある港。対岸に屋我地島があ

り、入江の奥近くに位置する天然の良港。

（16）紅泰熙 乾隆四十五（咸豊九年（一七八〇）一八五九）。久米村系紅氏（和宇慶家）十六世。我喜屋親方。後に紅裕熙に改名。

嘉慶九年通事、二十一年都通事、道光六年中議大夫、十二年正議大夫、十七年紫金大夫に陞る。嘉慶九年副官生となり、国子監で学び十一年帰国。嘉慶十八年接貢の総官（管船縣長）、道光元年慶賀の王舅通事、五年護送船の大通事、十年進貢の朝京都通事、十四年進貢の副使正議大夫を務めた。道光十四年小祿間切新崎の名嶋を授かり、最終的には咸豊二年中城間切和宇慶地頭職を授かった（『家譜（二）』二二三頁）。

（17）鋪蓋 布団。寝具類。

2-140-12

国王尚灝の、中国の難民呂正・蔡高泰等の護送のため、都通事紅泰熙等に付した執照（道光五《一八二五》、三、十）

琉球国中山王尚（灝）、護照を給発し以て関津の憑とし以て難人を送らんが事の為にす。

照得したるに、道光四年十二月初六日、福建省泉州府同安県の商民呂正等、原共三十二名は、海船一隻に坐駕し、天津府に到りて貿易す。山東に転到し、回郷するの時、洋中にて陡かに颶風に遭う。船隻は沈覆し、水櫃に坐落して山北府仲泊地方に飄入す。淹斃せる二十六名、餓死せる五名を除くの外、現在一名は、該地

方官、収養して護送し、中山泊村に来到す。

又、道光四年十二月初七日、広東省潮州府澄海県の商民共に二十二人は、海船一隻に坐駕し、天津府に到りて貿易す。山東に転到し、回郷するの時、陡かに暴風に遭い、本国属の葉壁山地方に飄到す。該地方官、収養して護送し、中山泊村に来到す。均しく到るの日に例に照らして館に発り安頓せしめ、廩餼・衣服等の項を給与し、部文内の奉旨の事理に欽遵し、収養して解送せしむ。

茲に特に都通事紅泰熙等を遣わし、海船一隻に坐駕し、梢役共に六十七員名を率領し、前みて閩省に至らしむ。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府の礼字第二百三十七号の半印勘合の執照一道を給発し、都通事紅泰熙等に付し、收執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遲滞するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

被風の福建省難商呂正

被風の広東省難商船主蔡高泰

舵工王得順 頭舵陳合興

香公陳応春 杉板李経得

阿班邱寿盛 舵寮陳之龍

水手高衍進 黄永順

林茂発 押内高和茂⁽⁴⁾

小伙呉吉安 呉万令

林得利 □棧順

客商陳逢発 魏振声

蔡福泰 鄭肇有

林紹合 陳得高

陳坤記

以上、共計二十三名

護送都通事一員 紅泰熙 人伴四名

司養贍大使一員 武宏毅 人伴四名

管船夥長・直庫二名 毛□増 玉汝□

水梢共に五十五名

右、執照は都通事紅泰熙等に附し、此れを准けしむ

道光五年（一八二五）三月初十日

注（1）香公 香工とも。船内に祀った航海安全の神（媽祖）の世話係（徐葆光『中山伝信録』原田禹雄訳注、一九九九年）。

（2）阿班 帆の係、見張り担当か。亜班、鴉班ともいう。真境名安興『沖繩一千年史』に「亜班 帆を司り遠望探見等を為す役」とある。

（3）舵寮 寮は繚か。舵繩あるいは主帆などにつけた繚索（ロープ）の上げ下ろしの担当か。

（4）押内 押工とも。大工。船の修理を担う。

（5）小伙 小厮とも。少年の召使い。未成年の男子の雇い人。

(6) 武宏毅 道光五年護送船の司養贍大使。

2-140-13

国王尚灝より福建布政使司あて、探問を依頼した道光三年の接貢船および漂着した琉球船等三隻の帰国について知らせる
咨(道光五《一八二五》、三、十)

琉球国中山王尚(灝)、移知せんが事の為にす。

案照したるに、本爵は業に道光三年秋に都通事陳有憲等を遣わし、海船一隻に坐駕し、前みて閩省に詣らしめ、皇上の勅書・欽賜の物件を恭迎し、併びに京回の使臣を接えて帰国せしむ。希わくは来船の員伴を將て来夏の早汎にて貢使等と共に均しく原船に坐駕し、遣発して返棹せしむるを准されんことを、等の因ありて案に在り。

再た査するに、去年六月十五日、閩より回る護送都通事梁宏業・陳啓緒等の口称に拠るに、切かにおもうちに、業等の坐する所の両船は、本年六月初□日に接貢船一隻・漂風難民船二隻と共に五虎門に在りて一斉に開洋す。半洋に駛到し風伯屢々転じ、各船分散す、等の語あり。該三項の船隻は未だ帰国せざるに縁り、業に去年秋に貴司に移咨し、煩為わくは査訪せられんことを、等の因ありて、亦た案に在り。

茲に査するに、接貢船一隻及び難民比嘉・伊猶等の船二隻は、閩に在りて放洋して後、風不順なるに遭い、本国属の奇界島・大島等の地方に飄収す。去年十一月十一・十三、本年二月十二等の日に先後して回国す。理として合に移知すべし。此れが為に貴司に移咨す。煩為わくは査照施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等处承宣布政使司に咨す

道光五年(一八二五)三月初十日

2-140-14

国王尚灝より福建布政使司あて、琉球国の難民知念・糸数等の救助、知念等の送還について知らせる咨を受け取り、その措置に感謝するむねの咨(道光五《一八二五》、八、三)

琉球国中山王尚(灝)、咨謝せんが事の為にす。

査するに、漂風難民知念の船隻は、道光五年五月の間、閩に在りて開洋し、風不順なるに因り、本国属の徳之島^①地方に漂収す。二十八日、該地より開駕す。又復た遭風し大島地方に漂収し、八月初一日、帰国す。貴司の咨を准けたるに開す。

道光四年十一月十七日、巡撫部院孫(爾準)の憲牌を奉けたるに、為照すらく、本部院、道光四年十一月十四日に督部堂と会同